

自立活動だより



平成 28 年12月14日

鹿児島県立指宿養護学校

自立活動部 第 7 号

(担 当) 万 田 ・ 中 村

本年度 2 回目の S T (言語聴覚士) の専門家による連携指導を実施しました。児童生徒の実態に応じて幅広く御指導いただき、有意義な時間となりました。指導内容についてまとめたのでご覧ください。

1 日 時 平成 28 年 1 月 9 日 (水)

2 指導者 S T (言語聴覚士) : M 先生

3 参加者 小学部 : 1 人 中学部 : 1 人 高等部 : 1 人 計 3 人
担任, 自立活動専任, 生活支援センターなんさつ 職員 (コーディネーター)

4 主な指導内容

それぞれの事例において, S T の先生から共通して指導や助言のあった内容や, 紹介された実態把握の観点や指導方法などを紹介します。

○ 発音の明りょう化について

日頃接している人は推測等でその子が何を言っているかある程度聞き取れても, 聞き慣れない人はほとんど分からないなど発音の全体的な課題があるケース。あるいは, 「り」が「い」になる, 拗音や促音の発音で戸惑うなど部分的な発音の課題があるケースなど, 子ども実態はさまざまであるが, 1 音ずつ音を意識させる働き掛けを心掛けたい。

口腔の柔軟運動として, 食前食後の舌の動きの練習, 歯磨き時の舌への刺激など日常的な指導が大事である。シャボン玉遊びでのストロー吹き, あめ玉なめなどの遊びの中での活動も効果的である。

○ 舌の動きが極めて小さい場合に考えられること

舌小帯短縮症が疑われる場合がある。舌の付け根が通常より短いと, 舌の動きが限定的でうまく発音ができない。場合によっては, 手術が必要なこともある。本校でも数名の子どもが舌小帯短縮症の可能性がある。専門の歯科口腔外科にて診てもらったほうがよい。

○ きこえの課題と感覚過敏の関連について

朝の会の複数名の中で呼び掛けられても気付かないなど, 聴力の課題が疑われたケースでは聴力測定の結果は良好で, 特にきこえの面での課題はない。

(聴力測定は, 自立活動担当者が学校の簡易測定機器で実施)

女性や子ども, ピアノなどの高い音が響くのは苦手で, 給食室などガヤガヤした場所もうるさくてしかたがないというような場合は, きこえの問題というより, 聴覚過敏の可能性もある。このような感覚の過敏が考えられる場合は, J S I - R 検査 (J S I - R については下記参照) の実施を勧めたい。

音への感覚過敏が強く生活に支障がある場合は, 防音保護具 (イヤーマフ) の使用も検討した方がよい。今回のケースでは, ドラムを叩いてストレス発散をしているとのことで, 気分転換の方法を一緒に考えるなども良いのではないかと。

JSI-Rとは

以下は、日本感覚インベントリー(Japanese Sensory Inventory Revised)のホームページからの引用

発達障害児に見られる感覚情報処理の問題(感覚統合障害)に関連すると考えられる行動を評価するための行動質問紙ツール。

■発達障害児を対象とした感覚統合検査の一つです

子どもに感覚刺激の受け取り方に偏り(感覚調整障害)がある場合、その傾向が様々な行動に表れてくることがあります。JSI-Rは、このような行動の出現頻度を調べることで、子どもたちの感覚刺激の受け取り方の傾向を把握しようとするものです。JSI-Rは、「みんなの感覚統合」「感覚統合Q&A」で紹介されている「感覚発達チェックリスト」をこれまでの研究結果をもとに改訂したものです。

項目は、前庭感覚、体性感覚、視覚などの感覚機能に関連すると思われる147つの行動項目から構成されています。JSI-Rでは、結果を3段階評価で解釈ができるように作成されています。この評価尺度は、4才から6才までのお子さんを対象に保護者の方が評定したデータをもとに作成していますが、あくまでも大まかな目安程度のものです。特に、対象児童の年齢が4才～6才ではない場合、評定者が保護者ではない場合、その解釈には注意が必要です。

JSI-Rは、自由にダウンロードして使用することができますが、以下の点にご注意ください。

- 1) JSI-Rは、単なる行動チェック表に過ぎませんので、この結果だけで、お子さんの状態を判断しないでください。
- 2) JSI-Rは、あくまでも行動の特徴や特性を捉えるためのもので、行動の優劣を測定するものではありません。
- 3) JSI-Rは、必ずしも感覚刺激の受け取り方の偏りだけを反映するものではありません。
- 4) 3段階尺度による結果は、あくまで目安程度のものです。
- 5) 感覚統合機能の評価のためには、この評価のみならず他の検査、観察より総合的に判断する必要があります。

(以下、省略)

最終的な、結果の解釈につきましては、感覚統合に精通している専門家にご相談して頂くことをお勧めいたします。